

令和8年度情報セキュリティポリシー改定支援業務
仕様書

令和8年5月

宇多津町

総務課

1. 背景・目的

平成 27 年に改定された総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、平成 31 年 2 月に当町の情報セキュリティポリシーの改正を実施しました。

一方、その後も総務省では、自治体情報セキュリティ対策検討チームの報告や各種法令・ガイドラインの改正、さらにデジタル庁設置法やデジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）等のデジタル改革関連法の成立・施行により、自治体情報セキュリティ施策の抜本的強化や標準化・ガバナンス強化が進展しています。令和 5 年度以降も、政府機関の統一基準の改定やクラウド利用に関する新たな対策、地方自治法改正によるサイバーセキュリティ確保義務の明確化など、多様な変化が生じています。

本業務では、このような情報環境の変化に対応し、情報セキュリティポリシーを上記ガイドライン等に準拠した最新版に改定するとともに、保有個人情報及び特定個人情報の安全管理措置と整合性のとれた情報セキュリティの強化に資することを目的とします。

また、本ポリシー改定は実効性を重視し、机上の空論とならないよう、具体的かつ現実的な施策の展開を図ることを重視します。

2. 委託期間

契約締結日 から 令和 9 年 3 月 26 日（金）

3. 業務内容

(1) 情報セキュリティ基本方針の改定

既存の情報セキュリティ基本方針を環境変化への対応の観点から精査を行い、組織の情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示す基本方針として改定する。

(2) リスク分析の実施

情報セキュリティ必須監査項目（『地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン』の必須監査項目をいう。）を初めとしたガイドライン等に基づき、受託者が各部署にヒアリングを行いながら遵守状況を確認し、リスクの把握・分析を行う。

(3) 情報セキュリティ対策基準の改定

情報セキュリティ基本方針とリスク分析及び総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 8 年 3 月版）」に基づき、必要な改定を行う。

(4) 情報セキュリティ実施手順の改定

情報セキュリティ対策基準の内容に準じて、必要な実施手順の改定を行う。

(5) 職員研修の実施

改定した情報セキュリティポリシーの内容を周知し、理解を深めるための職員研修を実施する。対象者は衛生作業員等を除く宇多津町の全職員約 200 名とし、1 回あたり 2 時間程度の研修を午前・午後の各 1 回ずつ、2 日間（計 4 回）実施する。

(6) 緊急時対応計画の改定

情報セキュリティ対策基準の内容に準じて、必要な実施手順の改定を行う。

(7) 監査実施手順の改定

情報セキュリティ対策基準の内容に準じて、必要な実施手順の改定を行う。

4. 納品物

以下に記載するものを紙媒体 1 部、電子データ（Word/Excel 等の編集可能な形式）を CD または DVD 1 枚で納品すること。

- (1) リスク分析結果
- (2) 情報セキュリティ基本方針
- (3) 情報セキュリティ対策基準
- (4) 情報セキュリティ実施手順
- (5) 緊急時対応計画
- (6) 監査実施手順
- (7) 職員研修資料

5. その他

- (1) 業務スケジュール及びこの仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議しながら行うものとする。
- (2) 本業務は、個人情報保護法を初めとした関係各法、国の示す様々な方針や本町の条例、運用状況とも整合を図りながら作成する必要がある。そのため、受託者は地方公共団体において令和 6 年 4 月 1 日以降から告示日までに、情報セキュリティポリシーの作成または改定支援業務を行った実績を 2 件以上有するものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関連して知り得た一切の機密情報（文書・図面・電子データ等を含む。）を、委託者の事前書面による承諾又は法令に基づく場合を除き第三者に開示・漏えい・利用してはならず、当該守秘義務は、本業務の納品物と明示した文書については契約終了後も期間の制限なく存続し、その他の機密情報については契約終了後 5 年間存続する。
- (4) 本業務の主要担当者は、情報セキュリティ分野の実務経験が通算 3 年以上であることを要件とする。